



県章

# 山形県公報

平成27年3月13日(金)

第2629号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(砂防・災害対策課) ……302
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

### 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……303
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……304
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……305
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……306
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……307
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……308
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……309
- 建設業の許可の取消し……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……310
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……311
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同

教育委員会関係

告 示

○山形県教育委員会3月定例会の招集……………同

選挙管理委員会関係

告 示

○直接請求に必要な有権者の数……………312

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………同

**規 則**

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則（平成16年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項及び第28条第2項」を「第22条第2項及び第30条第2項」に改める。

第3条第1項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第4条第1項中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第1号（表）中「第21条第1項及び第28条第1項」を「第22条第1項及び第30条第1項」に改め、同様式（裏）中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

別記様式第2号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別記様式第3号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

別記様式第4号中「山形県土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則」を「山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	県営飯塚アパート1号	山形市	広場及び緑地、通路、駐車場	を
	県営飯塚アパート2号	山形市		
	県営南山形アパート1号	山形市		

「

県営南山形アパート1号	山形市
-------------	-----

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第207号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

新庄市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

### 山形県告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
アイル・クリエイト株式会社	福祉ステーション・つばさ 新庄市大町3番34号	通 所 介 護	平成27. 3. 1

### 山形県告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
アイル・クリエイト株式会社	福祉ステーション・つばさ 新庄市大町3番34号	介護予防通所介護	平成27. 3. 1

**山形県告示第210号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう	訪問介護事業所「かざぐるま」 新庄市住吉町1番12号	訪 問 介 護	平成27. 3. 31

**山形県告示第211号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう	訪問介護事業所「かざぐるま」 新庄市住吉町1番12号	介護予防訪問介護	平成27. 3. 31

**山形県告示第212号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社モリヤオート	リハビリ訪問看護ステーションみどり 鶴岡市みどり町6番41-1号	訪 問 看 護	平成27. 2. 23

**山形県告示第213号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社モリヤオート	リハビリ訪問看護ステーションみどり 鶴岡市みどり町6番41-1号	介護予防訪問看護	平成27. 2. 23

**山形県告示第214号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト	瑞穂の郷 訪問看護ステーション 鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1	訪 問 看 護	平成27. 2. 25

**山形県告示第215号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト	瑞穂の郷 訪問看護ステーション 鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1	介護予防訪問看護	平成27. 2. 25

**山形県告示第216号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
最 上 町 立 最 上 病 院	最上郡最上町大字向町64番地の3	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

**山形県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字吉川字根際743番1から 同 上まで	旧	33.5メートル } 33.1	メートル 18
同 上	新	42.0メートル } 33.1	同 上

**山形県告示第218号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字三郷字用平甲1074番2から		旧	11.5メートル	22メートル
同 1074番3まで			4.4	
同	上	新	14.5メートル	同上
			4.6	

#### 山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字田代字前田代810番4から		旧	29.5メートル	92メートル
同 1083番1まで			11.8	
同	上	新	32.6メートル	同上
			13.5	

#### 山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山海味線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡西川町大字吉川字久保227番28から		旧	29.5メートル	614メートル
同 睦合字扇田丙292番8まで			9.2	
同	上	新	29.5メートル	同上
			9.2	

**山形県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 岩根沢綱取線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字水沢字山居1292番1から 同 上まで	旧	40.7メートル } 36.9	32メートル
同 上	新	45.4メートル } 37.2	同 上

**山形県告示第222号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字吉川字根際743番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第223号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字三郷字用平甲1074番2から  
同 1074番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第224号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字前田代810番4から  
同 1083番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第225号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 小山海味線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字入間字堰ノ上1782番3から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第226号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 小山海味線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字吉川字久保227番28から  
同 睦合字扇田丙292番8まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 岩根沢綱取線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字水沢字山居1292番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2143林班る・ぬ小班から 同 上まで	旧	50.0メートル } 16.0	150 メートル
同 上	新	72.0メートル } 12.0	同 上



**山形県告示第229号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字葉山外34国有林2143林班る・ぬ小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第230号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。  
 平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成27年2月27日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 田宮建設工業有限会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市千代田字諏訪面88番地
  - (3) 代表者の氏名 田宮 礼子
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般－22）第700267号

3 処分の原因となった事実  
 田宮建設工業有限会社は、建設業法第3条第3項の許可の更新に当たり、当該法人の役員に、同法第8条第10号の規定に該当する者がいるにもかかわらず、役員が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を建設業許可申請書に添付し、建設業の許可を受けたことは、同法第29条第1項第5号に該当する。

**山形県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 立川羽黒山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町科沢字西山142番1から 同 141番1まで	旧	43.4メートル ＼ 15.0	105メートル
同 上	新	67.3メートル ＼ 15.0	同 上

**山形県告示第232号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鳥海公園青沢線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市草津字湯ノ台74番1から 同 上まで		旧	47.5メートル ） 14.0	221メートル
同	上	新	52.0メートル ） 14.0	同上

## 山形県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市辻興野字街ノ上381番1から  
同 下川字龍花崎64番108まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

## 山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 立川羽黒山線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町科沢字西山142番1から  
同 141番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

## 山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 面野山鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市白山字西木村19番1から  
同 21番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月18日

## 山形県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鳥海公園青沢線
- 2 供用開始の区間 酒田市草津字湯ノ台74番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月13日

**山形県告示第237号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量

**山形県告示第238号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
白鷹都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第3号**

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成27年3月13日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年3月16日（月）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
  - (2) 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について
  - (3) 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について
  - (4) 教育委員会職員の人事について
  - (5) 教職員の人事について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,828人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,675人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,303人	村山市	7,270人	西村山郡	11,790人
米沢市	23,147人	長井市	7,769人	最上郡	12,145人
鶴岡市	36,655人	天童市	16,865人	東置賜郡	11,319人
酒田市・ 酒飽海郡	34,280人	東根市	12,833人	西置賜郡	8,582人
新庄市	10,210人	尾花沢市・ 北村山郡	7,170人	東田川郡	8,315人
寒河江市	11,497人	南陽市	9,089人		
上山市	9,139人	東村山郡	7,428人		

#### 山形県選挙管理委員会告示第2号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 2 老人ホームの項の表中

「 養護（盲）老人ホーム山静寿	〃 大字沼木1133番地1	を
「 養護（盲）老人ホーム山静寿	〃 大字沼木1133番地1	に、
地域密着型特別養護老人ホームサンシャイン大森	〃 大字大森2139番地1	
特別養護老人ホームベにはなノ杜	〃 大字大森853番地	
「 仁風荘	北村山郡大石田町大字大石田甲574	を
「 仁風荘	北村山郡大石田町大字大石田甲574番地	に改める。
特別養護老人ホーム第二仁風荘	〃 〃	